

## 10. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

| 区 分                     | 平成23年度末 | 平成24年度<br>第2四半期(上半期)末 |
|-------------------------|---------|-----------------------|
| 破 綻 先 債 権 額             | 9       | —                     |
| 延 滞 債 権 額               | 3,757   | 2,862                 |
| 3 ヲ月 以 上 延 滞 債 権 額      | —       | —                     |
| 貸 付 条 件 緩 和 債 権 額       | 20,300  | 20,390                |
| 合 計                     | 24,067  | 23,252                |
| ( 貸 付 残 高 に 対 す る 比 率 ) | (0.48)  | (0.46)                |

- (注) 1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成23年度末が破綻先債権額91百万円、延滞債権額20百万円、平成24年度第2四半期(上半期)末が破綻先債権額125百万円、延滞債権額18百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。